釧路北部消防事務組合の給与・定員管理等について

（R６年度）

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（R6年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	（参考）R4年度の人件費率
R5年度	人 16,105	千円 987,564	千円 14,941	千円 599,733	% 60.7	% 64.4

※構成町村管内数値

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 ()内再任用 A	給与費 給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	（参考）１人当たり給与費 B／A	（参考）類似団体平均 平均1人当たり給与費
R5年度	人 83 (1)	千円 283,902	千円 79,358	千円 114,911	千円 478,171	千円 5,761	千円 －

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数については、R６年4月1日現在の人数である。また（　）内は任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員の人数を**内書**。なお、会計年度任用職員は含まない。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員給与費は含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数算出対象団体ではないため未記載

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を１００として計算した指数。
２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
３　ラスパイレス指数の算出に当たっては、６０歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

※　Ｒ６年４月１日のラスパイレス指数が、①３年連続で上昇している場合、②１００を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること。）

ラスパイレス指数算出対象団体ではないため未記載

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考)
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		国の改定率
R5年度	円	円	円 (　　%)	%	%	% 0.96
	(人事委員会を設置していないため該当なし。)					

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考)
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		国の年間支給月数
R5年度	月	月	月	月	月	月 4.5
	(人事委員会を設置していないため該当なし。)					

(注)「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

〔 実施 　 未実施 〕

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

(給料表の改定実施時期) 平成２７年４月１日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均2.0%引下げ。
激変阪和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) 国基準0%に対し、当組合においても0%（該当なし。）

③ その他の見直し内容

該当なし

(6) 特記事項

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)　職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（R６年４月１日現在）

①　一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
釧路北部消防	37.0歳	288,500円	485,432円	454,962円
北海道	42.5歳	318,800円	386,694円	360,806円
国	42.1歳	323,823円	－	405,378円
類似団体	歳	円	円	円

（注）1　「平均給料月額」とは、令和６年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（R６年４月１日現在）

区分		釧路北部消防	北海道	国
一般行政職	大学卒	196,200円	196,200円	196,200円
	高校卒	166,600円	166,600円	166,600円

(3)　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（R６年４月１日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	256,800円	－	387,800円	－
	高校卒	237,700円	337,600円	369,988円	396,333円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

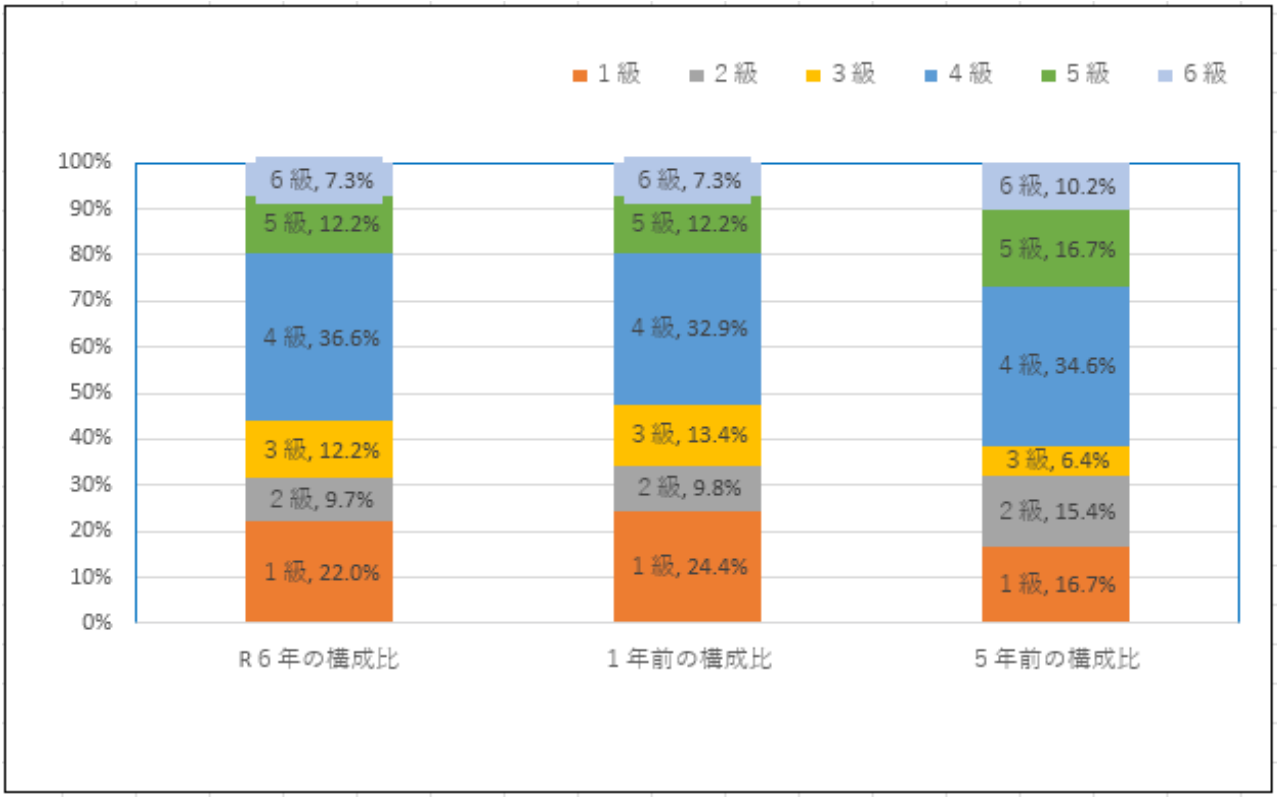
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（R６年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
１級	1　消防士、事務補の職務 2　定型的な業務を行う職務	人 18	% 22.0	円 162,100	円 249,400
２級	1　消防副士長、主事補の職務 2　高度の知識、又は経験を必要とする業務を行う職務	人 8	% 9.7	円 208,000	円 305,200
３級	1　消防士長の職務 2　主任、主事の職務	人 10	% 12.2	円 240,900	円 351,000
４級	1　消防司令補の職務 2　係長、主査、主幹の職務	人 30	% 36.6	円 271,600	円 388,100
５級	1　消防司令の職務 2　本部課長補佐の職務 3　副署長、支署長、、課長、課長補佐の職務	人 10	% 12.2	円 295,400	円 397,300
６級	1　消防長の職務 2　本部次長、課長、消防署長の職務 3　知識経験を必要とする困難	人 6	% 7.3	円 323,100	円 413,900

	な業務を行う副署長、支署長の職務				

（注）1　釧路北部消防事務組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



（注）平成１９年に８級制から６級制に変更している。（旧給料表の１級及び２級並びに４級及び５級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への人事評価の活用状況（釧路北部消防）

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を実施した		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）	○	○	○	○
ロ　人事評価を実施していない					
	活用予定時期				

４　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（R６年４月１日現在）

釧路北部消防	北海道	国
１人当たり平均支給額（R５年度） 1,384　千円	１人当たり平均支給額（R５年度） 1,682　千円	－
（R５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45月分　2.05月分 （1.375）月分　（0.975）月分	（R５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45月分　2.05月分 （1.375）月分　（0.975）月分	（R５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45月分　2.05月分 （1.375）月分　（0.975）月分
（加算措置の状況）	（加算措置の状況）	（加算措置の状況）
職制上の段階、職務の級による加算措置 役職加算　5～15％	職制上の段階、職務の級による加算措置 役職加算　5～20％ 管理職加算　10～25％	職制上の段階、職務の級による加算措置 役職加算　5～20％ 管理職加算　10～25％

（注）（　　）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○　勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（釧路北部消防）

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を実施した		○		○	
	活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）	○	○	○	○
ロ　人事評価を実施していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当（R６年４月１日現在）

釧路北部消防			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度額	47.709　月分	47.709　月分	最高限度額	47.709　月分	47.709　月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45％）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45％）		
（退職時特別昇給　なし）					
１人当たり平均支給額 自己都合　439 千円　応募認定・定年　22,066　千円					

（注）1　退職手当の１人当たり平均支給額は、R５年度に退職した職員に支給された平均額である。

2　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（R６年４月１日現在）

制度無し

(4) 特殊勤務手当（R６年４月１日現在）

支給実績（R５年度決算）	6,415　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（R５年度決算）	78,232　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（R５年度）	98.8　％
手当の種類（手当数）	6　種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（R５年度決算）		左記職員に対する支給単価	
消防業務手当	消防吏員	水、火消防活動、救急業務、予防査察業務、危険物関係業務及び消防訓練指導並びに防疫等作業に従事	4,160 千円		4,500 円/月	
緊急援助隊等派遣手当	消防吏員	国又は組合構成町村以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策のため組合構成町村以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事	0 千円	５日以上	4,000 円/日	
				５日未満	2,000 円/日	
災害出動手当	消防吏員	火災及びその他の災害現場、山岳・水難・救助等に出動	179 千円	潜水士	500 円/回	
				隊長、機関員	400 円/回	
				隊員	300 円/回	
救急出動手当	消防吏員	救急業務に従事	1,469 千円	救急救命士	500 円/回	
				隊長、機関員	400 円/回	
				隊員	300 円/回	
防疫作業手当	消防吏員	新型コロナウイルス陽性又は疑いの傷病者を搬送した場合	19 千円	接触なし	3,000 円/回	
				接触あり	4,000	
通信指令手当	消防吏員	通信指令業務に従事	587 千円		800 円/当務	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（R５年度決算）	15,340　千円
職員１人当たり平均支給年額（R５年度決算）	232　千円
支給実績（R４年度決算）	13,697　千円
職員１人当たり平均支給年額（R4年度決算）	211　千円

（注）職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（R５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当（R６年４月１日現在）

支給実績（R５年度決算）	8,908　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（R５年度決算）	108,634　円

支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
－	世帯主である職員（扶養親族のある職員）	29,400　円
－	世帯主である職員（その他の世帯主の職員）	16,200　円
－	その他の職員	11,500　円

※　11月～翌年の3月迄の5ケ月間支給

(7) その他の手当（R６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（R５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（R５年度決算）

				千円	円
扶養手当	配偶者　月額　6,500円 子　　月額10,000円 （満15歳から満22歳までの子は1人月額5,000円を加算） 上記以外の扶養親族 月額　　6,500円	同		13,564	256
住居手当	自己所有　　5,000円 借家　　27,000円以内	異	・自己所有なし	8,120	138
通勤手当	通勤距離片道5km以上	異	・片道2km以上	3,992	97
管理職手当	課長補佐以上 8～11%	異	・職務の級及び区分による	6,358	397
休日勤務手当	祝日・年末年始の休日に勤務 勤務1時間当たりの給与額 ×135/100	同		5,397	84
夜間勤務手当	正規な勤務時間として午後10時から翌朝午前5時までの間に勤務 勤務1時間当たりの給与額 ×25/100	同		0	－
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員 1回　5,600円	同		21	11
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急、公務等の必要により週休日・祝日・年末年始の休日等に勤務した場合 役職及び勤務時間数に応じ、5,000円～12,000円	異	・役職・勤務時間による	527	35
単身赴任手当	公署を異にする異動等により住居を移転し、同居していた配偶者と別居することとなった場合 30,000円+距離に応じた加算額	同		456	456

5　特別職の報酬等の状況（R6年4月1日現在）

区分		報酬額等		
報酬	議長	48,000	円/年	（参考）類似団体における最高/最低額
	副議長	45,000	円/年	
	議員	43,000	円/年	
	組合長	48,000	円/年	
	副組合長	45,000	円/年	
	監査委員	8,500	円/日	
	附属機関の委員	8,500	円/日	

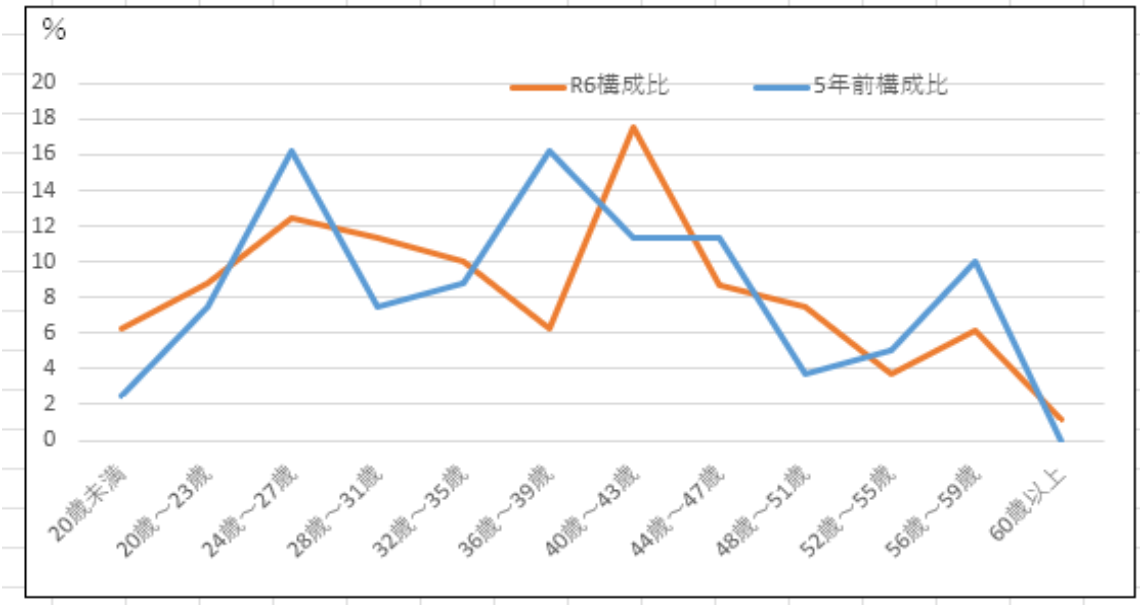
6　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由　　(各年4月1日現在)

部門＼区分			職員数 令和5年	職員数 令和6年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	消防部門	消防本部	8	8	0	
		弟子屈消防署	32	32	0	
		標茶消防署	26	25	△ 1	退職による
		鶴居消防署	16	15	△ 1	退職による
		計	82	80	△ 2	
	小計		82	80	△ 2	
合計			82 〔 82 〕	80 〔 82 〕	△ 2 〔 0 〕	＜参考＞ 人口1万当たり職員数　－人

(注) 1　職員数は一般職に属する職員数である。
　　2　〔　　〕内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (R6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 5	人 7	人 10	人 9	人 8	人 5	人 14	人 7	人 6	人 3	人 5	人 1	人 80

(3) 職員数の推移　　(単位：人・%)

年度＼部門別	元年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数（率）
消防	80	76	80	81	82	80	0　(0.00 %)
普通会計計	80	76	80	81	82	80	0　(0.00 %)
総合計	80	76	80	81	82	80	0　(0.00 %)

(注) 1　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
　　2　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。